

蒲郡市サーキュラーエコノミー推進事業支援業務仕様書

- 1 委託業務名
蒲郡市サーキュラーエコノミー推進事業支援業務
- 2 委託期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- 3 業務内容
 - (1) 蒲郡市におけるサーキュラーエコノミーシティに向けたビジョン・分野（ロードマップやキービジュアル等）の策定
 - ア ビジョン・分野策定のためのチーム選定（人材確保）
チームは、市民、市内事業者、専門家等を含むメンバーを10人以上とし、多様なステークホルダーを入れること。
 - イ ビジョン・分野策定のためのワークショップの開催（5～6回程度）
※概ね次のように進めること
現状分析⇒分野選定⇒ビジョン・分野案の作成
⇒ビジョン・分野（ロードマップやキービジュアル等）の完成
 - ウ ビジョン・分野の監修等
ロードマップ及びキービジュアル作成及びKPIの設定にあつては、蒲郡市における他の計画等と整合をとりつつ、蒲郡市として今後取り組むべき事業提案を含むとともに、サーキュラーエコノミーにおける著書等を刊行している第一人者や有識者の監修を受けること。
 - エ 委託料に含まれるもの
外部メンバーの交通費、謝礼など、ワークショップ開催に伴う必要経費は本委託料に含むものとする。会場は、蒲郡市が用意する。
 - (2) 蒲郡市におけるサーキュラーエコノミーを広く市民や事業者に啓発することを目的とした事業の実施
 - ア 会場及びWEB双方でフォーラム等の様子を広く市民や事業者を提供できるようにすること。
 - イ 委託料に含まれるもの
シンポジウム等の演者に関する交通費、謝礼など、シンポジウム等開催に伴う必要経費は本委託料に含むものとする。会場は、蒲郡市が用意する。
 - ウ サーキュラーエコノミーに関するサイト等の作成
広く市民や事業者に啓発することを目的とした蒲郡市におけるサーキ

ュラーエコノミーのサイト等を作成すること。

(3) 蒲郡市が（仮称）サーキュラーエコノミーシティ宣言を行うことの支援

4 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下の通り提出するものとする。

(1) 業務実施報告書

印刷物（製本2部）、電子データ（一式）

(2) その他関連、参考となる資料

5 その他

(1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。

(3) 本業務委託において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書内に、特記事項記載して提案する。

(4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。

(6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。

(7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。

(8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。

(9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、受託者が負うものとする。